

中泊町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	12,985	8,664,097	46,454	1,359,307	15.7	17.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

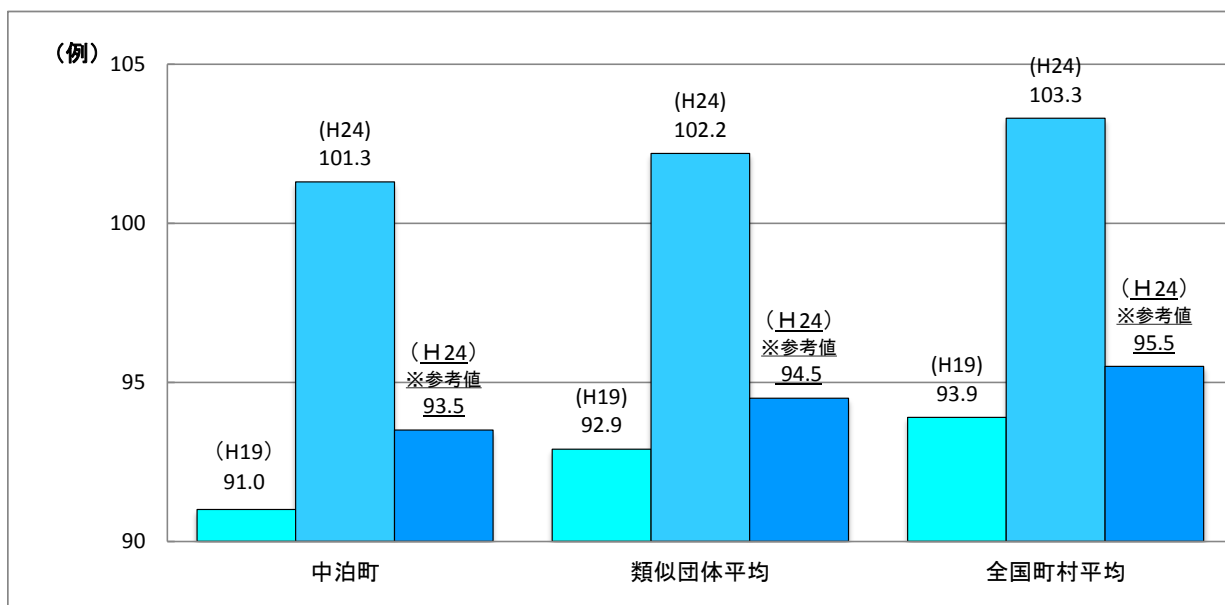
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	138	566,312	58,920	203,546	828,778	6,006	5,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項(中泊町独自の給与削減措置)

- ・管理職手当を100%削減
- ・特別職(町長)の期末手当を49%削減(支給月数1.42月削減)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の数値である。

(5) 給与改定の状況 中泊町は人事委員会を設置していないため省略。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中泊町	46.8 歳	336,600 円	355,657 円	355,848 円
青森県	43.6 歳	339,300 円	401,456 円	372,235 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917)	—	372,906 円 (401,789)
類似団体	43.3 歳	316,727 円	356,723 円	343,588 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中泊町	50 歳	8人	300,500 円	340,513 円	340,494 円	—	—	—	—
うち用務員	49.5 歳	4人	290,300 円	339,575 円	338,154 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.64
うち自動車運転手	47.7 歳	3人	289,000 円	325,600 円	324,967 円	自家用兼用自動車運転者	54.3 歳	226,400 円	1.44
青森県	47.4 歳	438人	308,500 円	345,957 円	322,413 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479人	270,465 円 (285,030)	—	307,506 円 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	7人	291,558 円	312,495 円	305,337 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中泊町	—	—	—
うち用務員	5,314,100 円	2,861,400 円	1.86
うち自動車運転手	5,085,400 円	3,051,200 円	1.67

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(削減前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		中泊町	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	125,400 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(削減前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,600 円	288,400 円	321,900 円
	高校卒	200,800 円	240,600 円	288,400 円
技能労務職	高校卒	191,700 円	222,700 円	266,000 円
	中学卒	182,400 円	212,700 円	256,500 円

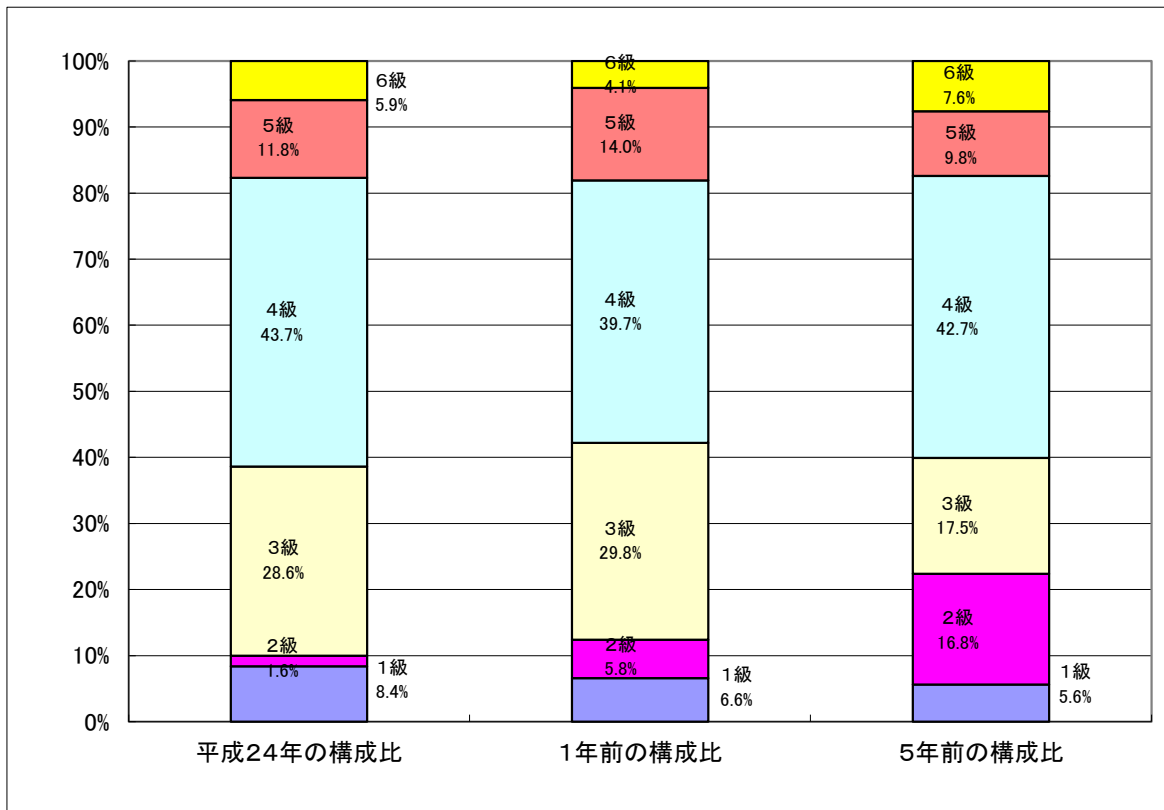
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	10 人	8.4 %
2 級	主査	2 人	1.6 %
3 級	係長・主幹	34 人	28.6 %
4 級	課長補佐・総括主幹	52 人	43.7 %
5 級	課長(総務課長を除く)・副参事	14 人	11.8 %
6 級	総務課長・参事	7 人	5.9 %

(注) 1 中泊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度をまだ導入していないため、通常は「良好」の区分を適用し、人事評価以外の勤務成績が劣る者は下位の区分を適用している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中泊町	青森県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,443 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,594 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度をまだ導入していないため、通常は「良好」の区分を適用し、人事評価以外の勤務成績が劣る者は下位の区分を適用している。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

中泊町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	— 千円	24,566 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

(4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	17,016 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	8,508,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	1.1 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	診療所に勤務する医師及び歯科医師	診療業務	・医師:930,000円(月額) ・歯科医師:505,000円(月額)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	7,283 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	93 千円
支給実績(22年度決算)	6,493 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	76 千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外 ・1人目 6,500 円 ・配偶者がいない場合 11,000 円 ・2人目以降(1人につき) 6,500 円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(特定加算) 5,000 円	同じ		千円 23,140	円 214,259
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・支給限度額 27,000 円	同じ		千円 4,517	円 250,944

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用する場合で通勤距離が片道2km以上ある職員に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000 円 ・自動車利用 限度額 35,000 円	異なる	支給額、使用距離区分	千円 13,204	円 112,855
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・支給額 15,000～25,000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 ・一般の宿日直 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 2,100 円	同じ		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 ・支給額 3,000～4,000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間	同じ		千円 873,392	円 109,174
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの各月の初日において町内その他の寒冷の地域に在勤する職員に支給 ・世帯主(扶養親族あり) 17,800 円 ・世帯主(扶養親族なし) 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	同じ		千円 12,438	円 69,488

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	694,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(円)	792,300 円 /	353,500 円
報 酬	副 町 長	563,000 円		
		(円)	657,400 円 /	326,400 円
報 酬	議 長	268,000 円	326,000 円 / 199,000 円	
		(円)		
	副 議 長	230,000 円	269,000 円 / 171,000 円	
報 酬		(円)		
	議 員	220,000 円	250,000 円 / 157,500 円	
期 末 手 当	町 長	(23年度支給割合)	1.53	月分
	副 町 長		2.95	月分
期 末 手 当	議 長	(23年度支給割合)		
	副 議 長 議 員		2.95	月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×月数×45.5/100	1,515 万円	任期毎
退 職 手 当	副 町 長	給料月額×月数×26.5/100	716 万円	任期毎
	備 考	町長、副町長に寒冷地手当(一般職と同様の支給基準)		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

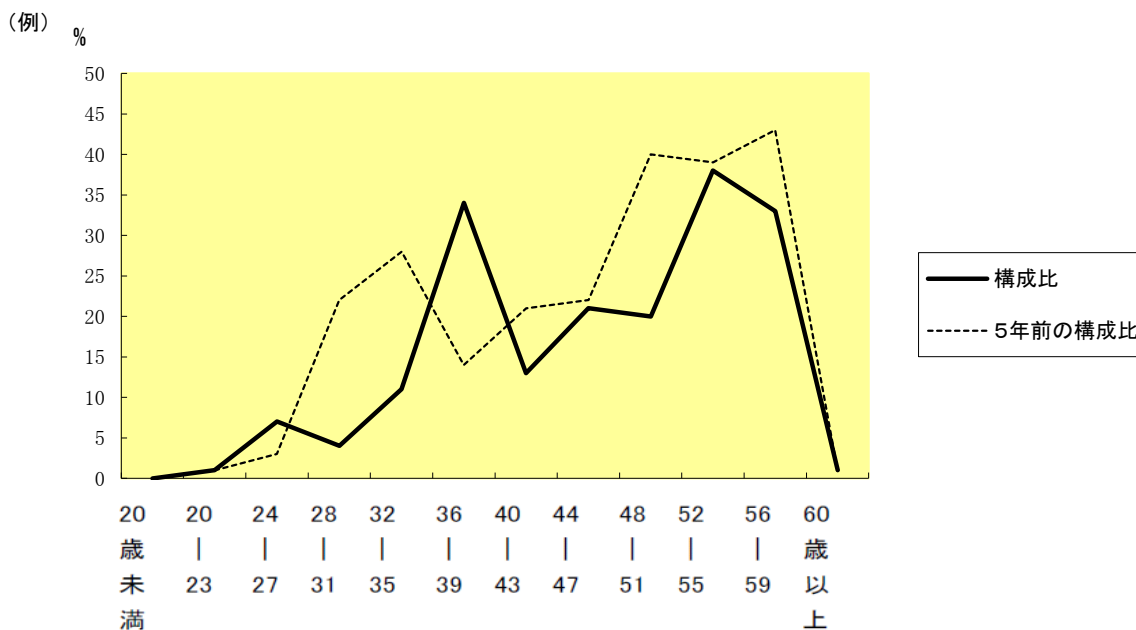
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	情報管理室OA化による事務量減△1 税務徴収係スタッフ増1 中里保育所入所児童減による保育士減△1
		総務	36	35	△1	
		税務	8	9	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	13	13	0	
		商工	4	4	0	
		土木	9	9	0	
		民生	21	20	△1	
		衛生	15	15	0	
	計	109	108	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 83 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.62 人)	
	教育部門	30	29	△1	すくすく下前館管理業務委託△1	
	消防部門					
	小 計	139	137	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 105 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.62 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	7	6	△1	小泊診療所事務長の退職不補充△1 静和園介護員の退職不補充△1	
	水道	6	6	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	34	33	△1		
	小 計	48	46	△2		
合 計		187 [205]	183 [205]	△4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 140 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	7人	4人	11人	34人	13人	21人	20人	38人	33人	1人	183人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	140	132	133	116	109	108	△ 32 (77.1%)
教育	39	36	32	29	30	29	△ 10 (74.4%)
消防							(%)
普通会計	179	168	165	145	139	137	△ 42 (76.5%)
公営企業等会計	54	50	47	48	48	46	△ 8 (85.2%)
総合計	233	218	212	193	187	183	△ 50 (78.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	277,433	43,639	53,792	19.4	17.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	7	30,130	2,535	11,184	43,849	6,264

(参考)水道事業市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項(中泊町独自の給与削減措置)

- ・管理職手当を100%削減

② 職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月額
中泊町水道事業	50.8 歳	384,097 円	529,774 円
水道事業市町村平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中泊町水道事業	水道事業市町村平均
1人当たり平均支給額(23年度) 1,598 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,492 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

中泊町水道事業			水道事業市町村平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	— 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	15,252 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 千円
支給実績(22年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ		千円	円
	配偶者 13,000 円				
	配偶者以外				
	・1人目 6,500 円				
	・配偶者がいない場合 11,000 円				
・2人目以降(1人につき) 6,500 円	1,620	270,000			
・15歳に達する日後の最 初の4月1日から22歳に 達する日以後の最初の 3月31日までの間にあ る子(特定加算) 5,000 円					

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・支給限度額 27,000 円	同じ		千円 0	円 0
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用する場合で通勤距離が片道2km以上ある職員に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000 円 ・自動車利用 限度額 35,000 円	異なる	支給額、使用距離区分	千円 344	円 68,880
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・支給額 15,000～25000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 ・一般の宿日直 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 2,100 円	同じ		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 ・支給額 3,000～4,000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間	同じ		千円 0	円 0
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの各月の初日において町内その他の寒冷の地域に在勤する職員に支給 ・世帯主(扶養親族あり) 17,800 円 ・世帯主(扶養親族なし) 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	同じ		千円 571	円 81,543